

国不籍第235号
令和2年10月29日

都道府県地籍調査担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
地籍整備課長
(公印省略)

地籍調査を実施している地方公共団体が筆界特定の申請を行う場合における筆界
特定申請書の作成要領について（通知）

「土地基本法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第12号）により、改正された不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づき、地方公共団体は、筆界特定登記官に対し、筆界特定の申請をすることができることとなりました（不動産登記法第131条第2項）。

筆界特定制度とは、筆界特定登記官が、ある土地が登記された際にその土地の範囲を区画するものとして定められた筆界の現地における位置を特定するものです。すなわち、地方公共団体が実施する地籍調査において筆界の確認をすることが困難な場合であっても、必要に応じて当該制度を活用することにより、筆界を明らかにすることが可能となります。

そこで、筆界特定登記官及び地籍調査を実施する地方公共団体（以下「実施主体」という。）が円滑かつ迅速に筆界の特定及び地籍調査の実施をすることができるよう、別紙のとおり筆界特定申請書作成要領を定めましたので、御了知の上、この旨貴管下部局及び関係市区町村等への周知方よろしく申し上げます。

なお、本要領は、飽くまで実施主体が地籍調査を実施する過程において筆界特定の申請を行うための要領であり、地方公共団体が地籍調査以外の場面において筆界特定の申請をしようとするときについてまで適用されるものではありません。

また、本要領については、法務省とも協議済みであるので念のため申し添えます。

筆界特定申請書作成要領

(目的)

第1 本要領は、地籍調査を現に実施している地方公共団体が、不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「不登法」という。）第131条第2項の規定に基づき筆界特定の申請をする際に明らかにしなければならない情報（不登法第131条第3項及び不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「不登規則」という。）第207条に定める情報）を記載した筆界特定申請書（以下「申請書」という。）の作成の要領を定めるものである。

(定義)

第2 本要領における用語の定義は、不登法第123条に定めるもののほか、不登規則第206条に定めるところによる。

(申請の要件)

第3 不登法第131条第2項の規定に基づき筆界特定の申請をするに当たっては、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 対象土地の全部又は一部が申請人である地方公共団体の区域内に存すること
- (2) 申請の対象とする筆界が不登法第14条第1項の地図に表示されないものであること（※）
- (3) 地方公共団体の区域内に存する対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得ていること

※ 地方公共団体が地籍調査を現に実施している場合には、その成果である地籍図の写しが不登法第14条第1項の地図として備え付けられる前であっても、地籍調査における筆界の調査の結果、筆界を確認することができず、筆界未定となる場合には、筆界特定申請を行うことができる。

(申請書の作成)

第4 申請書は、別記様式1により作成するものとし、作成に当たっては、不登法第131条第3項及び不登規則第207条の規定に基づき、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 不登法第131条第2項の規定に基づき筆界特定を申請するものである旨
- (2) 申請人の名称
- (3) 対象土地及び関係土地に係る不動産番号又は不動産所在事項（表題登記がない土地にあっては、不登法第34条第1項第1号に掲げる事項及び当該土地を特定するに足りる事項）並びに対象土地の固定資産税評価額
- (4) 対象土地及び関係土地に係る所有権登記名義人等の氏名又は名称及び住所

- (5) 対象土地及び関係土地に係る工作物、囲障又は境界標の有無その他の関係土地の状況
 - (6) 申請人が筆界として主張する線及びその根拠
 - (7) 関係人が対象土地の筆界として特定の線として主張するときは、その主張を聞き取った内容
 - (8) 申請に係る筆界について民事訴訟の手續により筆界の確定を求める訴えに係る訴訟が係属しているときは、その旨及び事件の表示その他これを特定するに足りる事項
 - (9) 筆界特定添付情報(添付書面)の表示
 - (10) 筆界特定の申請の年月日
 - (11) 筆界特定申請書を提出する法務局又は地方法務局の表示
- 2 申請人は、登記手数料令(昭和24年政令第140号)で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(筆界特定添付情報)

第5 筆界特定の申請をする場合には、申請書のほか次に掲げる情報を法務局又は地方法務局に提供するものとする。

- (1) 申請人たる地方公共団体の区域内に存する対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たことを証する書面(当該同意に係る所有権登記名義人等が署名又は記名押印をしたもの。別記様式2。)
- (2) 申請についての同意をした者が、対象土地の所有権登記名義人等の相続人その他の一般承継人であるときは、戸籍その他の一般承継を証する資料
- (3) 調査結果書(別記様式3)
- (4) 対象土地に係る固定資産税評価額がわかる資料
- (5) 現地案内図
- (6) 筆界位置の計測データ(S I M Aデータ又はC A Dデータ)

(調査結果書の作成)

第6 第5(3)の調査結果書は、別記様式3により作成するものとし、申請人が、対象土地について次に掲げる事項を調査した結果についてとりまとめるものとする。

- (1) 本件筆界に対する意見(筆界案を含む。)
- (2) 対象土地及び関係土地に関する基礎情報
- (3) 筆界に関する資料
- (4) 対象土地等の現況及び占有・利用状況並びに境界標及び囲障等の設置状況等
- (5) 地域区分・精度区分
- (6) 筆界位置の計測結果
- (7) 対象土地の所有権登記名義人・関係人等の主張・陳述内容
- (8) 調査結果の総合的考察

(登記官との連携)

第7 筆界特定の申請に当たっては、可能な限り早い段階から法務局又は地方法務局へ相談を行い、助言その他の必要な協力を求めるなど、十分な事前相談を行うほか、その申請後に法務局又は地方法務局から追加の資料、測量成果等の提供の求めがあった場合には、速やかに対応するなど、十分な連携を図るものとする。

筆界特定申請書

年 月 日¹

法務局・地方法務局長² 殿

申請の趣旨³

申請人の表示⁴

申請人の名称

筆界特定添付情報等の表示⁵

- | | | |
|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 同意書 | <input type="checkbox"/> 調査結果書 | <input type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 |
| <input type="checkbox"/> 現地案内図 | <input type="checkbox"/> 手数料計算書 | <input type="checkbox"/> 対象土地の計測データ |
| <input type="checkbox"/> その他（ | | ） |

1 対象土地及び対象土地に係る所有権登記名義人等の表示⁶

甲地

① 不動産番号

所 在

地 番

地 目

地 積

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

価 格 円

② 不動産番号

所 在

地 番

地 目

地 積

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

価 格 円

乙地

不動産番号

所 在

地 番

地 目

地 積

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

価 格 円

2 関係土地及び関係土地に係る所有権登記名義人等の表示

関係土地 1

不動産番号

所 在

地 番

地 目

地 積

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

関係土地 2

不動産番号

所 在

地 番

地 目

地 積

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

3 筆界特定を必要とする理由 ⁸
4 対象土地及び関係土地に係る工作物、囲障又は境界の有無その他の状況 ⁹
5 申請人が対象土地の筆界として主張する線及びその根拠 ¹⁰
6 申請人が当該申請をすることについて同意した者が、特定の線を主張するときは、その主張を聞き取った内容 ¹¹
7 関係人が筆界として特定の線を主張するときは、その主張を聞き取った内容 ¹²
8 筆界確定訴訟の有無 ¹³
<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 係属中（ ）
9 申請情報と併せて提供する意見又は資料 ¹⁴

手数料印紙はり付け欄 (収入印紙を貼ってください。)

手数料額

円¹⁵

-
- 1* 筆界特定の申請年月日の表示である。
 - 2* 筆界特定の申請書を提出する法務局・地方法務局等の表示である。
 - 3* 申請の趣旨においては、申請人が、対象土地の筆界について筆界の特定を求めていること及び対象土地の所有権登記名義人等のうち、いずれかの者から同意を得ている旨を明らかにする。
 - 4* 申請人の表示である。括弧書きとして、担当部署に関する情報を記載することが望ましい。なお、代理申請を行う場合は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第68条第1項の規定に留意すること。
 - 5* 筆界特定添付情報があるときは、その表示を筆界特定申請情報の内容とする。記載例では、提出するものにチェックする方式により、添付情報を表示することとしている。
 - 6* 対象土地を明らかにするに足りる情報を記載する。この記載にあつては、所在及び地番等とともに不動産番号をもって明らかにする。

また、所有権登記名義人等については、対象土地を明らかにする情報と当該対象土地に係る関係人とを併せて表示する。
 - 7* いずれの関係人がいずれの関係土地の所有権登記名義人等であることを示すため、関係土地と当該関係土地に係る関係人とを併せて表示している。

なお、筆界特定申請書に關係土地として表示された土地以外の土地であっても、筆界特定登記官が、關係土地となる可能性があるとして、手続上、關係土地と扱うことがあり得る。
 - 8* 対象土地について筆界特定を必要とする理由とは、筆界特定の申請に至る経緯その他の事情をいう。
 - 9* 対象土地の状況及び関係土地の状況を記載する。これらの事項を筆界特定申請情報の内容とするに当たっては、図面を利用する等の方法により具体的に明示することとされている。
 - 10* 申請人が筆界として主張する線及びその根拠を記載する。
 - 11* 筆界について、申請人が当該申請をすることに同意した者が特定の線を筆界として主張するときは、申請人が当該主張を聞き取った内容を記載する。
 - 12* 対象土地及び関係土地の所有権登記名義人等である関係人の筆界についての主張について記載する。
 - 13* 申請に係る筆界について筆界確定訴訟が係属している旨及び当該訴訟を特定するに足りる事項を記載する。筆界確定訴訟が係属しているときは係属中の欄にチェックし、係属裁判所、事件番号、当事者を記載することとなる。

他方、筆界確定訴訟が係属していないときは、その旨を明らかにする。
 - 14* 筆界特定の申請とともに意見又は資料を提出するときは、その旨を記載する。

15* 申請手数料の額を記載する。

同意書

〇〇市（町・村） 御中

私は、私が所有権登記名義人等となっている下記甲土地と、下記乙土地との間の筆界について、〇〇市（町・村）が不動産登記法（平成16年法律第123号）第131条第2項の規定に基づき筆界特定を申請することに同意します。

記

甲土地
所在
地番

乙土地
所在
地番

（同意者）^{*1}
住所
氏名^{*2}

*1 同意者の住所及び氏名（又は名称）は、現在のものを記載すること。

同意者の転居や婚姻などにより、同意者の現在の住所及び氏名（又は名称）が、甲土地の登記記録上の表記と異なっている場合には、その異動の経過の分かる住民票の写しや戸籍謄本等を添付すること。

なお、同意者が甲土地の登記記録上の所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人であるときは、同意者と当該所有権の登記名義人又は表題部所有者との相続関係が分かる戸籍謄本等を添付する。

また、同意者が法人であるときは、当該法人の会社法人番号（当該法人が会社法人番号等を有しない法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する情報）を添付する。

*2 同意者の氏名については、署名又は記名押印をする。

なお、同意者が会社その他の法人である場合には、当該法人の名称のほか、代表者の氏名も記載する。

(別表 1)

年 月 日	調査結果書				年 第 号	
<p>申請人</p> <p>電話番号</p>						
1 本件筆界に対する意見						
2 対象土地・関係土地に関する基礎情報						
(1) 本件対象土地						
(2) 対象土地周辺の土地の沿革及び本件筆界の形成の経緯						
(3) 所有権登記名義人等						
区分	所在	地番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記年月日	その他の 参考情報
立会人						
住所 氏名						
本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他 ()					
所有権登記名義人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 () <input type="checkbox"/> 管理者 () <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他 ()					
立会・確認状況等	年 月 日 立会・確認					

区分	所在	地番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記年月日	前所有者その他の 参考情報
立会人						
住所						
氏名						
本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他()					
所有権登記名義人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 管理者() <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他()					
立会・確認状況等	年 月 日 立会・確認					
立会人						
住所						
氏名						
本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他()					
所有権登記名義人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 管理者() <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他()					
立会・確認状況等	年 月 日 立会・確認					
立会人						
住所						
氏名						
本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他()					
所有権登記名義人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 管理者() <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他()					
立会・確認状況等	年 月 日 立会・確認					
立会人						
住所						
氏名						
本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他()					
所有権登記名義人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 管理者() <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他()					
立会・確認状況等	年 月 日 立会・確認					

区分	所在	地番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記年月日	前所有者その他の 参考情報
立会人						
住所						
氏名						
本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他()					
所有権登記名義人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 管理者() <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他()					
立会・確認状況等	年 月 日 立会・確認					
立会人						
住所						
氏名						
本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他()					
所有権登記名義人との関係	<input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 管理者() <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他()					
立会・確認状況等	年 月 日 立会・確認					
3 筆界に関する資料						
資料区分						資料等番号
登記所保管資料	<input type="checkbox"/> 土地登記記録					
	<input type="checkbox"/> 土地閉鎖登記記録・閉鎖登記簿					
	<input type="checkbox"/> 建物登記記録					
	<input type="checkbox"/> 建物閉鎖登記記録・閉鎖登記簿					
	<input type="checkbox"/> 旧土地台帳					
	<input type="checkbox"/> 地図					
	<input type="checkbox"/> 地図に準ずる図面					
	<input type="checkbox"/> 閉鎖地図及び閉鎖地図に準ずる図面					
	<input type="checkbox"/> 旧土地台帳附属地図（和紙公図）					
	<input type="checkbox"/> 地積測量図・土地所在図					
	<input type="checkbox"/> 筆界特定関係資料等					
	<input type="checkbox"/> 基準点成果					
	<input type="checkbox"/> その他()					
<input type="checkbox"/> その他()						

(別表 2)

4 対象土地等の現況及び占有・利用状況並びに境界標及び囲障等の設置状況等				
(1) 対象土地等の現況、占有・利用状況				
撮影年月日 備 考		撮影年月日 備 考		
(2) 境界標の設定状況				
点名	境界標	設置の経緯及び確認の状況		
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 復元 <input type="checkbox"/> 入替え	設置経緯		
		確認状況		
遠 景	撮影年月日 備 考			近 景
	撮影年月日 備 考			
点名	境界標	設置の経緯及び確認の状況		
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 復元 <input type="checkbox"/> 入替え	設置経緯		
		確認状況		
遠 景	撮影年月日 備 考			近 景
	撮影年月日 備 考			

点名		境界標		確認の状況		
		<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 復元 <input type="checkbox"/> 入替え	設置経緯			
			確認状況			
遠 景				近 景		
	撮影年月日 備 考				撮影年月日 備 考	
(3) 困障等の設置状況						
設置経緯				設置経緯		
撮影年月日 備 考				撮影年月日 備 考		
設置経緯				設置経緯		
撮影年月日 備 考				撮影年月日 備 考		

(別表4)

7 対象土地の所有権登記名義人、関係人等の主張・陳述内容	
(1)対象土地甲の所有権登記名義人()	
聴取の日時: 年 月 日() 聴取方法: 立会い 電話 手紙 その他()	
本件筆界1:	
本件筆界2:	
根拠	
(2)対象土地乙の所有権登記名義人()	
聴取の日時: 年 月 日() 聴取方法: 立会い 電話 手紙 その他()	
本件筆界1:	
本件筆界2:	
根拠	
(3)関係人: ()	
聴取の日時: 年 月 日() 聴取方法: 立会い 電話 手紙 その他()	
本件筆界1:	
根拠	
(4)関係人: ()	
聴取の日時: 年 月 日() 聴取方法: 立会い 電話 手紙 その他()	
本件筆界1: 本件筆界2:	
根拠	
(5)参考人: ()	
聴取の日時: 年 月 日() 聴取方法: 立会い 電話 手紙 その他()	
陳述内容	

(別表5)

8 調査結果の総合的考察 ※現地の占有状況、申請人等の陳述内容等に基づき、申請人が主張する筆界線及びその根拠について簡潔に記載

--	--

<参考：記載例～別記様式1>

筆界特定申請書

○年○月○日¹

○○法務局・地方法務局長² 殿

申請の趣旨³

後記1記載の甲地と乙地との筆界について、不動産登記法（平成16年法律第123号）第131条第2項の規定に基づき筆界の特定を求める。

なお、当該申請に当たっては、対象土地（甲1及び甲2）の所有権登記名義人からの同意を得ている。

申請人の表示⁴

申請人の名称 ○○市 市長○○○○ 印
(○○市地籍整備課○○○○ 電話番号00-0000-0000)

筆界特定添付情報等の表示⁵

- | | | |
|---|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 同意書 | <input checked="" type="checkbox"/> 調査結果書 | <input checked="" type="checkbox"/> 固定資産評価証明書 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 現地案内図 | <input checked="" type="checkbox"/> 手数料計算書 | <input checked="" type="checkbox"/> 対象土地の計測データ |
| <input type="checkbox"/> その他（ | | ） |

1 対象土地及び対象土地に係る所有権登記名義人等の表示⁶

甲地

① 不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○

所 在 A市○○四丁目

地 番 100番50

地 目 宅地

地 積 ○○. ○○㎡

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

A市××333番地

株式会社A工務店

価 格 ○○○○円

② 不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○

所 在 A市○○四丁目

地 番 100番52

地 目 宅地

地 積 ○○. ○○㎡

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

A市××333番地

株式会社A工務店

価 格 ○○○○円

乙地

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○

所 在 A市○○四丁目

地 番 100番51

地 目 宅地

地 積 ○○. ○○㎡

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

A市○○四丁目4番2号

乙野 太郎

価 格 ○○○○円

2 関係土地及び関係土地に係る所有権登記名義人等の表示

関係土地 1

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

所 在 A市○○四丁目

地 番 100番53

地 目 宅地

地 積 ○○. ○○㎡

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

A市○○四丁目100番53号

甲野 一郎

関係土地 2

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

所 在 A市○○四丁目

地 番 100番50先

地 目 道路敷

地 積 ○○. ○○㎡

所有権登記名義人等の氏名若しくは名称又は住所

財務省(○○市)

※関係土地 3 及び 4 は記載を省略

3 筆界特定を必要とする理由 ⁸
令和〇〇年〇月〇日、対象土地甲1及び甲2並びに乙の所有権登記名義人に対し、筆界の確認を求めたところ、両者の主張が異なり、確認をすることができなかった。両者に対して、確認をすることができなければ筆界未定として調査を終える旨を伝えた上で、甲1及び甲2の所有権登記名義人から筆界特定申請をするための同意を得たことから、本件申請を行いたい。
4 対象土地及び関係土地に係る工作物、囲障又は境界の有無その他の状況 ⁹
(調査結果書項番4に記載した内容を要約したものを記載する。)
5 申請人が対象土地の筆界として主張する線及びその根拠 ¹⁰
(調査結果書項番8に記載した内容を要約したものを記載する。)
6 申請人が当該申請をすることについて同意した者が、特定の線を主張するときは、その主張を聞き取った内容 ¹¹
(調査結果書項番7(1)に記載した内容を要約したものを記載する。)
7 関係人が筆界として特定の線を主張するときは、その主張を聞き取った内容 ¹²
(調査結果書項番7(2)ないし(5)に記載した内容を要約したものを記載する。)
8 筆界確定訴訟の有無 ¹³
<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 係属中 (東京地方裁判所 事件番号 令和2年(ワ)〇〇号 当事者の表示 原告 〇〇〇〇 被告 〇〇〇〇)
9 申請情報と併せて提供する意見又は資料 ¹⁴
(調査結果書項番3に記載した内容を要約したものを記載する。)

手数料印紙はり付け欄 (収入印紙を貼ってください。)

手数料額

円¹⁵

※固定資産評価証明書、現地案内図、手数料計算書、別紙図面、資料説明書は、いずれも省略。

-
- 1* 筆界特定の申請年月日の表示である。
 - 2* 筆界特定の申請書を提出する法務局・地方法務局等の表示である。
 - 3* 申請の趣旨においては、申請人が、対象土地の筆界について筆界の特定を求めていること及び対象土地の所有権登記名義人等のうち、いずれかの者から同意を得ている旨を明らかにする。
 - 4* 申請人の表示である。括弧書きとして、担当部署に関する情報を記載することが望ましい。なお、代理申請を行う場合は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第68条第1項の規定に留意すること。
 - 5* 筆界特定添付情報があるときは、その表示を筆界特定申請情報の内容とする。記載例では、提出するものにチェックする方式により、添付情報を表示することとしている。
 - 6* 対象土地を明らかにするに足りる情報を記載する。この記載にあつては、所在及び地番等とともに不動産番号をもって明らかにする。
また、所有権登記名義人等については、対象土地を明らかにする情報と当該対象土地に係る関係人とを併せて表示する。
 - 7* いずれの関係人がいずれの関係土地の所有権登記名義人等であることを示すため、関係土地と当該関係土地に係る関係人とを併せて表示している。
なお、筆界特定申請書に關係土地として表示された土地以外の土地であっても、筆界特定登記官が、關係土地となる可能性があるとして、手続上、關係土地と扱うことがあり得る。
 - 8* 対象土地について筆界特定を必要とする理由とは、筆界特定の申請に至る経緯その他の事情をいう。
 - 9* 対象土地の状況及び関係土地の状況を記載する。これらの事項を筆界特定申請情報の内容とするに当たっては、図面を利用する等の方法により具体的に明示することとされている。
 - 10* 申請人が筆界として主張する線及びその根拠を記載する。
 - 11* 筆界について、申請人が当該申請をすることに同意した者が特定の線を筆界として主張するときは、申請人が当該主張を聞き取った内容を記載する。
 - 12* 対象土地及び関係土地の所有権登記名義人等である関係人の筆界についての主張について記載する。
 - 13* 申請に係る筆界について筆界確定訴訟が係属している旨及び当該訴訟を特定するに足りる事項を記載する。筆界確定訴訟が係属しているときは係属中の欄にチェックし、係属裁判所、事件番号、当事者を記載することとなる。
他方、筆界確定訴訟が係属していないときは、その旨を明らかにする。
 - 14* 筆界特定の申請とともに意見又は資料を提出するときは、その旨を記載する。

15* 申請手数料の額を記載する。

(別表1)

〇〇年〇〇月〇〇日	調査結果書	年 第 号				
申請人 〇〇市〇〇町1000番地 〇〇市 (地籍整備課) 〇 〇 〇 〇 電話番号 00-0000-0000						
1 本件筆界に対する意見						
本件筆界1は、別添現況測量図のK1点及びK2点を結ぶ直線 本件筆界2は、別添現況測量図のK3点及びK4点を結ぶ直線 ※本件筆界1は、対象土地甲1と対象土地乙との間の筆界 本件筆界2は、対象土地甲2と対象土地乙との間の筆界						
2 対象土地・関係土地に関する基礎情報						
(1) 本件対象土地						
対象土地甲1：A市〇〇四丁目100番50 対象土地甲2：A市〇〇四丁目100番52 対象土地乙：A市〇〇四丁目100番51						
(2) 対象土地周辺の土地の沿革及び本件筆界の形成の経緯						
昭和37年6月〇日 甲1、甲2及び乙の元番であるA市〇〇四丁目100番を100番1ないし100番5に分筆						
昭和37年8月〇日 100番2を100番2、100番6ないし100番25に分筆						
昭和37年10月〇日 100番13、100番24及び100番25を合筆						
昭和39年5月〇日 100番13を100番13、100番26ないし100番57に分筆（以下「昭和39年分筆」という。）						
→本件筆界形成						
昭和40年11月〇日 100番51を100番51及び100番58に分筆		関係図（手書きでも可）を作成し、添付しても差し支えない。				
昭和44年9月〇日 100番53を100番59及び100番60に分筆						
(3) 所有権登記名義人等						
区分	所在	地番	地目	所有権登記名義人	取得・登記年月日	その他の参考情報
対象土地甲1	A市〇〇四丁目	100-50	宅地	(株)A工務店 (同意者)	H18.5.1売買 H18.5.15登記	
立会人						
住所	A市××333番地					
氏名	(株)A工務店 職員 〇〇 〇〇					
本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input checked="" type="checkbox"/> その他（社員証及び委任状）					
所有権登記名義人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族（ ） <input type="checkbox"/> 管理者（ ） <input type="checkbox"/> 代表者 <input checked="" type="checkbox"/> その他（被雇用者）					
立会・確認状況等	〇〇年〇月〇日 立会・確認 所定の日時に立ち会い、確認した。 なお、現地及び図面で筆界点を確認している。					

区分	所在	地番	地目	所有権登記名義人	取得・登記年月日	前所有者その他の参考情報
対象土地甲2	A市〇〇四丁目	100-52	宅地	(株)A工務店 (同意者)	H18.5.1売買 H18.5.15登記	現在、更地
立会人						
住所	甲1と同じ。					
氏名						
本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他()					
所有権登記名義人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 管理者() <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他()					
立会・確認状況等	〇〇年〇月〇日 立会・確認 所定の日時に立ち会い、確認した。 なお、現地及び図面で筆界点を確認している。					
区分	所在	地番	地目	所有権登記名義人	取得・登記年月日	前所有者その他の参考情報
対象土地乙	A市〇〇四丁目	100-51	宅地	乙野太郎 (関係人A)	S41.4.14相続 S41.5.1登記	現在、更地
立会人						
住所	A市〇〇四丁目4番2号					
氏名	乙野太郎					
本人確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他()					
所有権登記名義人との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 管理者() <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他()					
立会・確認状況等	〇〇年〇月〇日 立会・確認 所定の日時に立ち会い、確認した。現地及び図面で筆界点を確認している。					
区分	所在	地番	地目	所有権登記名義人	取得・登記年月日	前所有者その他の参考情報
関係土地1	A市〇〇四丁目	100-53	宅地	甲野一郎 (関係人B)	S58.7.23相続 S62.5.1登記	
立会人						
住所	A市〇〇四丁目100番53号					
氏名	甲野一郎					
本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他()					
所有権登記名義人との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 管理者() <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他()					
立会・確認状況等	〇〇年〇月〇日 立会・確認 所定の日時に立ち会い、確認した。 なお、現地及び図面で筆界点を確認している。					
区分	所在	地番	地目	所有権登記名義人	取得・登記年月日	前所有者その他の参考情報
関係土地2	A市〇〇四丁目	100-50先	道路敷	財務省(〇〇市) (関係人C)	— —	未登記の道路
立会人						
住所	〇〇市△△一丁目10番地					
氏名	〇〇市〇〇課 ×× ××					
本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input checked="" type="checkbox"/> その他(職員証)					
所有権登記名義人との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 管理者() <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他()					
立会・確認状況等	〇〇年〇月〇日 立会・確認 所定の日時に立ち会い、確認した。 なお、現地及び図面で筆界点を確認している。					

区分	所在	地番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記年月日	前所有者その他の 参考情報
関係土地3	A市〇〇四丁目	100-54	宅地	(株)A工務店 (同意者)	H3.10.7売買	
					H3.10.20登記	
立会人						
住所	甲1と同じ。					
氏名						
本人確認方法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他()					
所有権登記名義人との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族() <input type="checkbox"/> 管理者() <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他()					
立会・確認状況等	〇〇年〇月〇日 立会・確認					
	所定の日時に立ち会い、確認した。 なお、現地及び図面で筆界点を確認している。					
区分	所在	地番	地目	所有権 登記名義人	取得・登記年月日	前所有者その他の 参考情報
関係土地4	A市〇〇四丁目	100-55	宅地	吉田太郎 (関係人D)	H14.9.1相続	
					H14.10.3登記	
立会人						
住所	A市〇〇四丁目100-15					
氏名	吉田 美和					
本人確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 面識有り <input type="checkbox"/> その他()					
所有権登記名義人との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親族(妻) <input type="checkbox"/> 管理者() <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> その他()					
立会・確認状況等	〇〇年〇月〇日 立会・確認					
	所定の日時に立ち会い、確認した。 なお、現地及び図面で筆界点を確認している。					
3 筆界に関する資料						
資料区分						資料等番号
登記所保管資料	<input checked="" type="checkbox"/> 土地登記記録 (100-50~100-60)					1
	<input checked="" type="checkbox"/> 土地閉鎖登記記録・閉鎖登記簿 (100、100-1・・・100-60)					2
	<input checked="" type="checkbox"/> 建物登記記録 (100-50)					3
	<input type="checkbox"/> 建物閉鎖登記記録・閉鎖登記簿					
	<input checked="" type="checkbox"/> 旧土地台帳					4
	<input type="checkbox"/> 地図					
	<input checked="" type="checkbox"/> 地図に準ずる図面 (100-50)					5
	<input type="checkbox"/> 閉鎖地図及び閉鎖地図に準ずる図面					
	<input checked="" type="checkbox"/> 旧土地台帳附属地図 (和紙公図)					6
	<input type="checkbox"/> 地積測量図・土地所在図					
	<input type="checkbox"/> 筆界特定関係資料等					
	<input type="checkbox"/> 基準点成果					
<input type="checkbox"/> その他()						
<input type="checkbox"/> その他()						

官公署等保管資料	<input type="checkbox"/> 台帳申告書写し	
	<input checked="" type="checkbox"/> 地籍図等 (◎◎市第〇〇〇号)	7
	<input type="checkbox"/> 国土調査等関係資料	
	<input type="checkbox"/> 道路台帳	
	<input type="checkbox"/> 道路台帳附属地図	
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路境界確定図等	8~10
	<input type="checkbox"/> 法定外公共物確定協議書等	
	<input type="checkbox"/> 公共用地払下げ図面等	
	<input type="checkbox"/> 河川法の適用河川境界承認図等	
	<input type="checkbox"/> 換地確定図	
	<input type="checkbox"/> 戦災復興区画整理図	
	<input type="checkbox"/> 空中写真	
	<input type="checkbox"/> 農業委員会の許可書等	
	<input type="checkbox"/> 基準点成果	
<input type="checkbox"/> その他 ()		
作成資料	<input checked="" type="checkbox"/> 調査図素図	11
	<input checked="" type="checkbox"/> 実測図・現況測量図	12
	<input checked="" type="checkbox"/> 測量データ (基準点情報含む。)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 筆界確認書、立会証明書等	13~17
	<input checked="" type="checkbox"/> 重ね図 (公図+現況測量図+昭和〇年空中写真)	18
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
その他	<input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input checked="" type="checkbox"/> 境界標・囲障等の写真	19~25
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (100-58の所有者提供の同人所有の昭和39年〇月〇日付けの実測図)	26
	<input type="checkbox"/> その他 ()	

(別表2)

4 対象土地等の現況及び占有・利用状況並びに境界標及び囲障等の設置状況等						
(1) 対象土地等の現況、占有・利用状況						
<ul style="list-style-type: none"> ・現地は、JR〇〇駅から北方向に徒歩5分ほどの平たんな住宅地 ・対象土地甲1は、同土地所有者の所有する建物の敷地として利用 ・対象土地甲2及び乙は、現在、更地 ・関係土地2は、対象土地甲1の北側にあり、対象土地甲1及び対象土地甲2の西側筆界線と接する位置をその西端として、そこから東方向に延びる道路敷(ただし、現地にその形跡はない。) ・関係土地3は、対象土地甲2の北側の東西に延びる私道(本件私道)の一部として利用 ・関係土地4は、関係土地3の西側に隣接し、同土地と同様本件私道の一部として利用 						
①			②			
画像		意見書図面に記載した撮影方向番号を記載		画像		
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて画像添付の枠を増減して差し支えない。 ・また、画像をプリントアウトした資料を別添として提出しても差し支えない。この場合には、画像に対応した意見書図面に記載した撮影方向番号、撮影年月日等を余白部分に記載すること。 						
撮影年月日 備 考			撮影年月日 備 考			
(2) 境界標の設定状況						
<ul style="list-style-type: none"> ア K1、S38、S37、S33、S32の各点には民石標が設置 イ ブロック塀2の中心線とブロック塀1の南面をなぞる線の延長線上に民石標(K1点)が設置 ウ 関係土地2の東側S45、S53、S50及びS54の各点には、市金属標が設置 						
点名	境界標	設置の経緯及び確認の状況				
K1	民石標	<input type="checkbox"/> 新設	設置経緯	申請人が甲土地を購入したときから設置されているが、設置者及び設置時期は不明		
		<input checked="" type="checkbox"/> 既存				
		<input type="checkbox"/> 復元	確認状況	意見書図面のとおり民石標が設置されており、100-50、100-53及び100-60の所有者(立会人)が異議なく確認した。		
		<input type="checkbox"/> 入替え				
遠景	画像			近景	画像	
	撮影年月日 備 考	〇〇年〇月〇日 写真番号①			撮影年月日 備 考	〇〇年〇月〇日
点名	境界標	設置の経緯及び確認の状況				
S45	市金属標	<input type="checkbox"/> 新設	設置経緯	昭和〇〇年〇月に××市が埋設		
		<input checked="" type="checkbox"/> 既存				
		<input type="checkbox"/> 復元	確認状況	意見書図面のとおり金属標が設置されており、〇〇市立会人が異議なく確認した。		
		<input type="checkbox"/> 入替え				
遠景	画像			近景	画像	
	撮影年月日 備 考	〇〇年〇月〇日 写真番号②			撮影年月日 備 考	〇〇年〇月〇日

点名	境界標		確認の状況	
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既存 <input type="checkbox"/> 復元 <input type="checkbox"/> 入替え		設置経緯	
			確認状況	
遠 景	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・他の境界標も同様に記載。 ・境界標の数だけ枠を増減して差し支えない。 ・また、画像をプリントアウトした資料を別添として提出しても差し支えない。この場合には、画像に対応した点名その他本欄で記載することとされている事項を余白部分に記載すること。 </div>			
	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto;">画像</div> <p>撮影年月日 ○○年○月○日 備考 写真番号②</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto;">画像</div> <p>撮影年月日 ○○年○月○日 備考</p>		
(3) 困障等の設置状況				
<p>ア 対象土地甲2、対象土地乙、本件私道との間には、L字型側溝が敷設 イ 対象土地甲1、関係土地1との筆界付近には、関係土地1を上面とする石積みが設置 ウ S6点及びK1点の民石標の指示点を結ぶ線は、石積みの北面をなぞる線とほぼ一致 エ 対象土地乙と関係土地1の筆界付近にはブロック塀（ブロック塀1）、対象土地乙と100番60土地との筆界付近にはブロック塀（ブロック塀2）が設置 オ 対象土地乙と100番59土地との境界付近であるS38点-S37点間には万年塀、S37点-S33点間にはブロック塀（ブロック塀3）が設置 カ 100番58土地と100番59土地の筆界付近には前者側にコンクリートタタキ、後者側にコンクリート土留が設置され、両者の北端接点にはペンキ（S32点）あり</p>				
甲2、乙、本件私道との間のL字型側溝 S66点から北西方向			ブロック塀1 K1点から北西方向	
設置経緯	100-56土地所有者によると、昭和39年分筆時に敷設		設置経緯	昭和44年分筆時に100-60所有者が設置
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">困障等の名称及び撮影方向を記入</div>				
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto;">画像</div> <p>撮影年月日 備考</p>			<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto;">画像</div> <p>撮影年月日 備考</p>	
ブロック塀2 S38点から南東方向			ブロック塀3 T6点から南西方向	
設置経緯		設置経緯
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto;">画像</div> <p>撮影年月日 備考</p>			<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; margin: 0 auto;">画像</div> <p>撮影年月日 備考</p>	

(別表3)

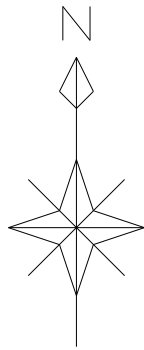
5 地域区分・精度区分			
地域区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市街地地域 (甲2まで) <input type="checkbox"/> 村落・農耕地域 (乙1まで) <input type="checkbox"/> 山林・原野地域 (乙3まで)		
地図等の精度区分	<input type="checkbox"/> 甲1 <input checked="" type="checkbox"/> 甲2 <input type="checkbox"/> 甲3 <input type="checkbox"/> 乙1 <input type="checkbox"/> 乙2 <input type="checkbox"/> 乙3 <input type="checkbox"/> なし		
6 筆界位置の計測結果			
基準点測量等			
測地系	<input checked="" type="checkbox"/> 世界測地系 <input type="checkbox"/> 変換パラメータ () <input type="checkbox"/> 任意座標 ()		
使用機器	<input checked="" type="checkbox"/> TS <input type="checkbox"/> GNSS <input type="checkbox"/> その他 ()		
観測方法	<input checked="" type="checkbox"/> 放射 <input type="checkbox"/> 結合 <input type="checkbox"/> 閉合 <input type="checkbox"/> 交会 <input checked="" type="checkbox"/> 単回 <input checked="" type="checkbox"/> 対回 <input type="checkbox"/> 平均 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> スタティック <input type="checkbox"/> 短縮スタティック <input type="checkbox"/> RTK <input type="checkbox"/> ネットワーク型RTK <input type="checkbox"/> その他 ()		
観測日	○○年○月○日 ~ ○○年○月○日		
使用した基本三角点等	点名	等級・種別	標識
	100A	街区三角点	真鍮標識
	20B3	街区多角点	真鍮標識
補助基準点	点名	名称・種別	標識
	T-1	多角点	金属鋳
	T-2	多角点	金属鋳
恒久的地物	点名	名称・種別	地物の名称
	T1	金属鋳	河川キロポスト
		電柱	○○電力○番
遠景	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">画像</div>		近景
	撮影年月日 備 考		
基本三角点等に基づく測量ができない理由		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">画像</div>	
		撮影年月日 備 考	

(別表4)

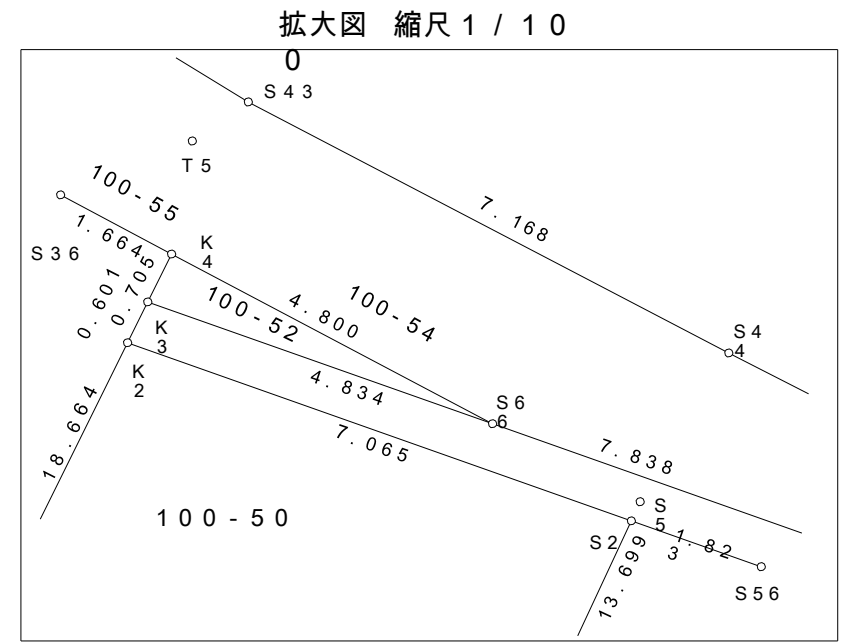
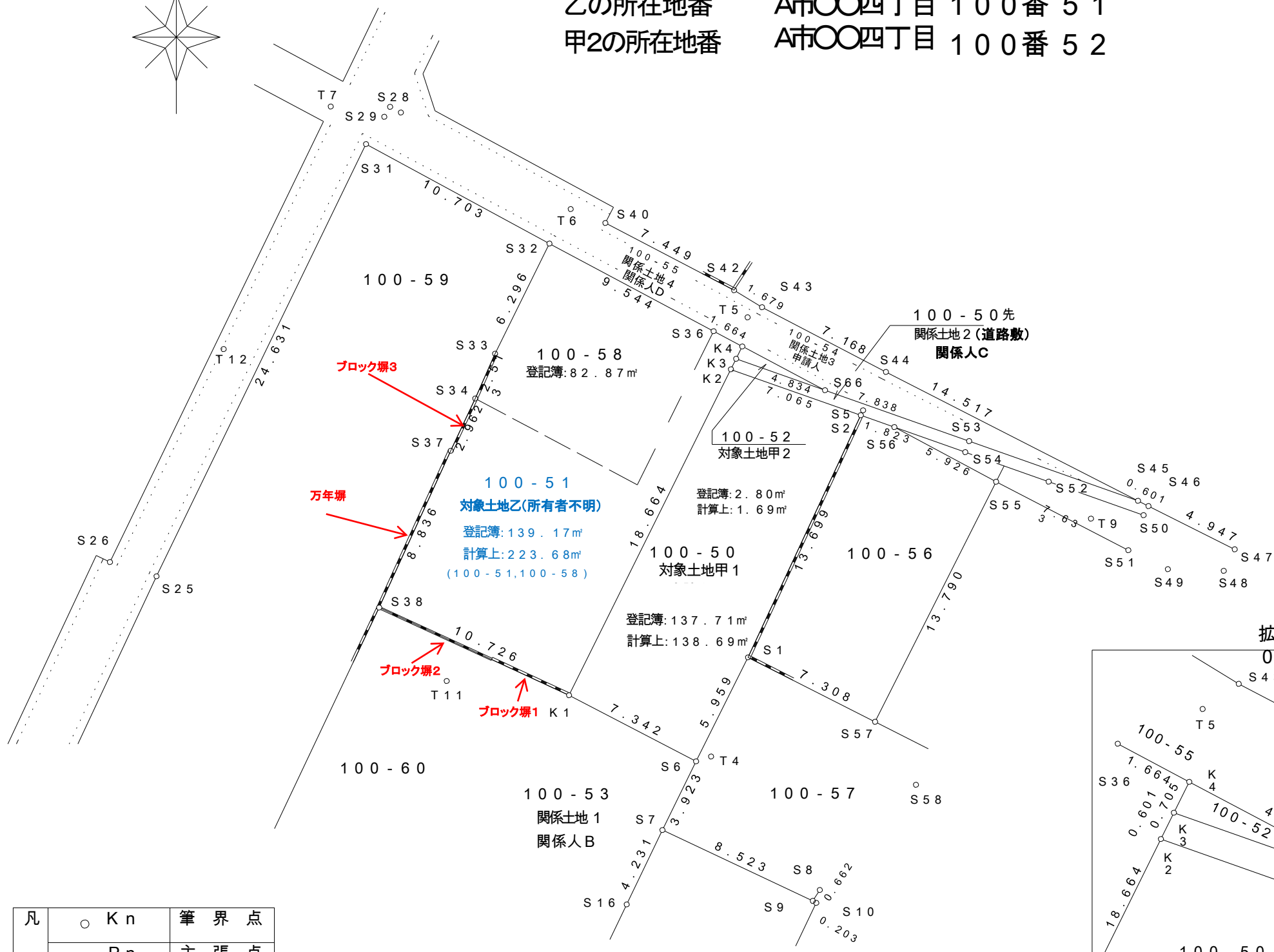
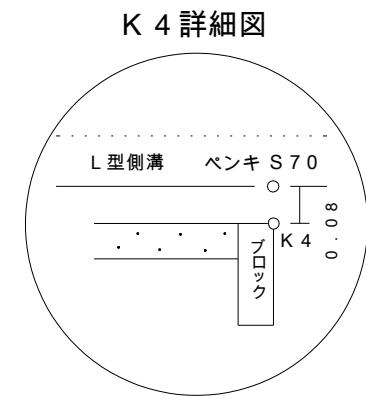
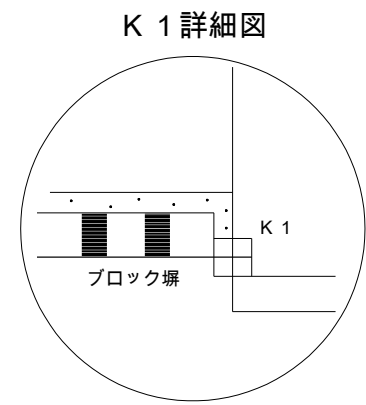
7 対象土地の所有権登記名義人、関係人等の主張・陳述内容	
(1)対象土地甲1及び甲2の所有権登記名義人((株)A工務店 職員 OO)	
聴取の日時: ○○年○月○日(○) 聴取方法: <u>立会い</u> 電話 手紙 その他()	
本件筆界1:	既設の民石標(K1点)とK2点を結んだ直線
本件筆界2:	K3点とペンキ(S70点)を結んだ直線
根拠	①本件筆界1及び本件筆界2は、直線上に位置する関係にあり、民石標(K1点)とペンキ(S70点)は、本件筆界を示している。
	②関係土地2は、その東側において民有地との間で道路境界が確定している。 その北側の確定線を西方向へ延長した線が対象土地乙の東側筆界線と接する位置がK3点 南側の確定線を西方向へ延長した線が対象土地乙の東側筆界線と接する位置がK2点
(2)対象土地乙の所有権登記名義人(乙野太郎)	
聴取の日時: ○○年○月○日(○) 聴取方法: 立会い <u>電話</u> 手紙 その他()	
本件筆界1:	【適宜記載】
本件筆界2:	
根拠	
(3)関係人: B(甲野一郎)	
聴取の日時: ○○年○月○日(○) 聴取方法: <u>立会い</u> 電話 手紙 その他()	
本件筆界1:	本件筆界1の南端筆界点は、民石標(K1点)
根拠	関係土地1と対象土地甲1との境界に民石標(K1点及びS6点)が設置されており、これらの点が筆界点と認識
(4)関係人: C(国:財務省)	
聴取の日時: ○○年○月○日(○) 聴取方法: <u>立会い</u> 電話 手紙 その他()	
本件筆界1: 本件筆界2:	本件筆界1の北端筆界点及び本件筆界2の南端筆界点は、関係土地2確定線を西方向へ延長した線が対象土地乙の東側筆界線とそれぞれ接する位置と認識
根拠	〇〇市が保管する平成17年第〇〇〇号土地境界図 なお、関係土地2の幅員は、0.60m
(5)参考人: H(100-60土地の所有者)	
聴取の日時: ○○年○月○日(○) 聴取方法: 立会い <u>電話</u> 手紙 その他()	
陳述内容	ブロック塀2の中心線の位置が100-60と対象土地乙との筆界と認識

(別表5)

8 調査結果の総合的考察	※現地の占有状況、申請人等の陳述内容等に基づき、申請人が主張する筆界線及びその根拠について簡潔に記載
<p>本件筆界1の南端筆界点は、3の資料の検証結果、対象土地の占有状況(4(2)ア～ウ)、申請人・関係人Bの陳述内容(7(1)(2))等から、K1点とするのが相当</p> <p>本件筆界2の北端筆界点は、3の資料の検証結果、対象土地の占有状況(4(2)ア)、申請人の供述(7(1))等から、K4点とするのが相当</p> <p>本件筆界1の北端筆界点は、本件公図における関係土地2の形状、3の資料の検証結果等からすると、K1点とK4点を結ぶ直線と、S50点とS54点を結んだ直線を西方向へ延長した線との交点(K2点)とするのが相当</p> <p>本件筆界2の南端筆界点は、本件公図における関係土地2の形状、3の資料の検証結果等からすると、K1点とK4点を結ぶ直線と、S45点とS53点を結んだ直線を西方向へ延長した線との交点(K3点)とするのが相当</p> <p>【別添筆界案参照】</p>	



対象土地 甲1の所在地番 A市〇〇四丁目 100番 50
 乙の所在地番 A市〇〇四丁目 100番 51
 甲2の所在地番 A市〇〇四丁目 100番 52



凡	○ Kn	筆界点
	○ Pn	主張点
	○ Sn	引照点
	○ Tn	機械点
	○ m ○ ○ ○ ○	筆界辺長
例		

〇〇年〇月〇日測量
 〇〇年〇月〇日作製

(2/2)

座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	備考
S1	(例)-37456.119	-7027.011	金属釘
・	・	・	コンクリート杭
・	・	・	・
・	・	・	・
T1	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
P1	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
K1	・	・	計算点
・	・	・	計算点
・	・	・	計算点
K4	・	・	計算点

法務省民二第 7 4 5 号
令和 2 年 9 月 2 5 日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長
(公印省略)

土地基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（街区境界調査成果及び地方公共団体による筆界特定申請関係）（通達）

土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 1 2 号。以下「改正法」という。）が公布され、不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号）の改正等に係る規定が本月 2 9 日から施行されるところ、これに伴う不動産登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「法」とあるのは改正法による改正後の不動産登記法を、「国調法」とあるのは改正法による改正後の国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）を、「国調登記令」とあるのは国土調査法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 1 8 3 号）による改正後の国土調査法による不動産登記に関する政令（昭和 3 2 年政令第 1 3 0 号）を、「規則」とあるのは不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和 2 年法務省令第 4 8 号）による改正後の不動産登記規則（平成 1 7 年法務省令第 1 8 号）をいいます。

記

第 1 街区境界調査成果に係る特例

1 街区境界調査成果の概要

国調法第 2 1 条の 2 第 1 項に規定する地籍調査を行う地方公共団体又は土地改良区等（同法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する土地改良区等をいい、

具体的には、①土地改良区及び土地改良区連合、②土地区画整理組合、③農業協同組合及び農業協同組合連合会、④森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会、⑤農業委員会、⑥水害予防組合法（明治41年法律第50号）の規定に基づき設立される水害予防組合及び水害予防組合連合並びに⑦漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう（国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第1条）。以下同じ。）は、当該地籍調査を効率的に行うため必要があると認めるときは、一の街区内にその全部又は一部が所在する一筆又は二筆以上の土地（当該街区外にその全部が所在する土地（以下「街区外土地」という。）に隣接する土地に限る。）について、その所有者及び地番の調査並びに当該一筆又は二筆以上の土地と街区外土地との境界に関する測量のみを先行して行い、その結果に基づいて地図（以下「街区境界調査図」という。）及び簿冊（以下「街区境界調査簿」という。）を作成することができることとされ（国調法第21条の2第1項）、地籍調査の場合と同様に、閲覧、認証等の手続を経た上で、街区境界調査成果として管轄登記所にその写しが送付されるものとされた（同条第3項から第7項まで）。

なお、「街区」とは、「市町村内の町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域」をいう（住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号）。

2 街区境界調査成果に基づく登記

登記所は、街区境界調査成果の写しの送付を受けた場合において、表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所が当該街区境界調査成果のうち街区境界調査簿の写しの記載と一致しないときは、当該記載について調査の実施後に変更があったと認められる場合を除き、送付された街区境界調査簿の写しに基づいて、職権で、当該表題部所有者又は登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記をしなければならないとされた（国調法第21条の2第8項、国調登記令第2条第1項）。

上記1のとおり、街区境界調査成果に係る調査は、地籍調査を効率的に実施するため、街区の外周に係る境界（主に私有地と道路等との官民境界）を測量するものであり、それ以外の境界は測量の対象としていないため、

一筆ごとの地積や地目については調査の対象とされていない。一方で、道路等に隣接する土地についてその所有者を調査した結果が街区境界調査簿に記載されることから、その写しの送付を受けた登記所において、職権により、所要の登記をすることとされたものである。

なお、街区境界調査成果による登記をする場合には、その旨を表示するため、「街区境界調査成果」と記録するものとする（国調登記令第2条第2項）。

3 街区境界調査図の写しの取扱い

街区境界調査図の写しについては、地籍調査の成果である地籍図の写しと異なり、一筆ごとの土地の区画、地番等が全て示されていないことから、法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面として登記所に備え付けることはできず、上記2の登記を了した後、送付を受けた街区境界調査簿の写しとともに、適宜保管するものとする。

なお、街区境界調査成果に係る調査は、地籍調査を効率的に行う観点から設けられた調査手法であり、その成果は民間等による地籍調査以外の調査・測量において幅広く活用されることが望ましいことから、街区境界調査成果の写しの送付を受けた都道府県知事又は市町村長は、当該成果に係る情報をインターネットの利用等により公表することその他必要な措置を講ずるように努めるものとされた（国調法第21条の2第10項）。

第2 地方公共団体による筆界特定の申請

1 改正の趣旨

地籍調査において土地の所有者等による筆界の確認が得られなかったこと等により、最終的に筆界未定とされた場合には、当該土地の利用・処分が困難となることがあるほか、地方公共団体等が行う公共事業等の円滑な実施に支障を来し、周辺地域を含めて土地の有効活用が妨げられることがある。

そこで、このような筆界未定の発生防止及び解消を図り、地籍調査の円滑化・迅速化等に資する観点から、改正法により不動産登記法の一部が改正され、従来、土地の所有権登記名義人等に限り認められていた筆界特定の申請権限を、一定の要件の下、地方公共団体に対しても付与することとされた（法第131条第2項。以下、同項に基づく筆界特定の申請を「特例申請」という。）。

2 申請の要件

地方公共団体が特例申請をするためには、次の(1)から(3)までの要件を満たすことが必要である（法第131条第2項）。

なお、いずれかの要件を満たさない場合には、法第132条第1項第2号により当該申請を却下する。

(1) 対象土地が当該地方公共団体の区域内に存すること。

対象土地の全部又は一部が申請人である地方公共団体の区域内に存することが必要である。

(2) 当該地方公共団体の区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得ていること。

特例申請をする場合には、申請人である地方公共団体の区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得なければならないとされた。

なお、特例申請に係る対象土地の所有権登記名義人等は、関係人として筆界特定手続に参加することになる。

(3) 当該筆界が法第14条第1項の地図に表示されないものであること。

上記1のとおり、特例申請は、地籍調査等における筆界未定の発生防止及び解消を目的とするものであるところ、本件特例申請の対象となる筆界は、法第14条第1項の地図に表示されないものに限るとされた。すなわち、法第14条第1項の地図において現に筆界未定とされている筆界のみが特例申請の対象となり、それ以外の筆界（法第14条第1項の地図が備え付けられていない地域における筆界等）は、特例申請の対象とならない。

ただし、地方公共団体又は土地改良区等が地籍調査を現に実施している場合には、当該調査の成果である地籍図の写しが登記所に送付され、法第14条第1項の地図として備え付けられることが予定されていることから、当該備付けを行う前であっても、地籍調査における筆界の調査の結果、筆界を確認することができず、筆界未定とせざるを得ないこととなったものについて、当該調査区域を管轄する地方公共団体から特例申請があった場合には、処理を進めて差し支えない。

3 筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報

(1) 特例申請である旨の表示

特例申請をする場合には、通常の筆界特定の申請時に必要な筆界特定申請情報のほか、法第 131 条第 2 項の規定に基づいて筆界特定の申請をする旨をも筆界特定申請情報としなければならないとされた（規則第 207 条第 2 項第 5 号）。

(2) 所有権登記名義人等の同意を得たことを証する書面の添付

上記 2 (2) のとおり、特例申請をする場合には、当該地方公共団体の区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得る必要があるとされたところ、特例申請をする場合には、通常の申請時に必要な筆界特定添付情報に加え、当該同意を得たことを証する当該所有権登記名義人等が作成した情報を添付しなければならず、当該情報を記載した書面は、当該同意をした所有権登記名義人等が署名し、又は記名押印したものでなければならないとされた（規則第 209 条第 1 項第 7 号、第 211 条第 5 項）。

なお、同意をした者が所有権の登記名義人の相続人である場合など、登記記録だけでは同意をした者が対象土地の所有権登記名義人等であることが確認できない場合には、法第 131 条第 1 項の規定に基づき所有権登記名義人等が筆界特定の申請をする場合における取扱い（規則第 209 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号参照）に準じ、申請人である地方公共団体に対し、相続があったことを証する情報等の提出を求める、又は、当該地方公共団体が同意をした者が対象土地の所有権登記名義人等であると確認した経緯を聴取する等して、対象土地の所有権登記名義人等から同意を得ていることを確認するものとする。また、同意をした者が法人である場合についても、法第 131 条第 1 項に基づき筆界特定を申請した対象土地の所有権登記名義人等が法人である場合の取扱い（規則第 209 条第 1 項第 1 号参照）に準じ、申請人である地方公共団体に対し、同意をした法人の会社法人等番号（当該法人が会社法人等番号を有しない法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する情報）の提出を求める等して、当該法人の代表者の資格を有する者が同意を証する情報を作成していることを確認するものとする。

4 手続の進め方に関する留意事項

(1) 手続の迅速な進行

上記 1 のとおり、特例申請は、筆界未定の発生防止及び解消を図り、

地籍調査の円滑化・迅速化等に資する観点から設けられたものであることを踏まえ、特に、地籍調査を現に実施している地方公共団体が、その調査の結果筆界未定とせざるを得ないこととなったものについて特例申請をする場合には、下記(3)の事前準備調査等の省略等により、可能な限り迅速に筆界特定がされ、筆界特定の結果を地籍調査の成果に反映することができるように努めるものとする。

(2) 地方公共団体との十分な協議

上記(1)の迅速な進行のためには、特例申請がされる前の段階から、当該地方公共団体と法務局又は地方法務局とが連携を密にし、地籍調査の過程において特例申請を行うことが見込まれる事案が発生した場合には、速やかに当該地方公共団体と協議を行い、当該事案が筆界特定手続により解決することが相当な事案であるかどうかを検討するとともに、提供を受けるべき資料・図面等や特例申請がされた場合における筆界特定時期の見込み等についての認識を共有しておくことが重要であることに留意するものとする。

また、実際に特例申請がされた後も、手続の進行状況について当該地方公共団体と随時情報共有を行いながら進めるものとする。

(3) 事前準備調査の省略等

地籍調査を現に実施している地方公共団体が、その調査の結果筆界未定とせざるを得ないこととなったものについて特例申請をする場合において、必要な資料、測量成果等が適切に提供されたと認められるときは、これらの資料、測量成果等を最大限活用することにより、原則として、筆界特定手続のうち事前準備調査の手続（資料の収集、現況等把握調査等）を省略するほか、測量実施者を選定した上での測量は行わないものとする。ただし、これらの手続が必要と判断される場合には、これを実施して差し支えない。

5 その他

上記に記載したもののほか、特例申請に係る筆界特定手続の事務の取扱い（申請手数料及び手続費用の取扱いを含む。）については、平成17年12月6日付け法務省民二第2760号当職通達「不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて（通達）」のとおりである。

法務省民二第 7 4 6 号
令和 2 年 9 月 2 5 日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長
(公 印 省 略)

地籍調査を現に実施している地方公共団体による筆界特定の申請に係る
不動産登記事務の取扱いについて（依命通知）

土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 1 2 号。以下「改正法」という。）による改正後の不動産登記法（平成 1 6 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 3 1 条第 2 項に基づく地方公共団体による筆界特定の申請（以下「特例申請」という。）に係る不動産登記事務の取扱いについては、本日付け法務省民二第 7 4 5 号民事局長通達（以下「通達」という。）記第 2 により示されたところですが、地籍調査を現に実施している地方公共団体が、その調査の結果筆界未定とせざるを得ないものについて特例申請をする場合（以下、当該申請を「調査中申請」という。）の取扱いについては、下記のとおりですので、留意願います。

なお、本通知中、「規則」とあるのは不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和 2 年法務省令第 4 8 号）による改正後の不動産登記規則（平成 1 7 年法務省令第 1 8 号）をいいます。

記

第 1 調査中申請における申請時期

調査中申請においては、地籍調査における筆界の調査の結果、隣接地所有者間で意見の相違があること等により、現地における筆界の位置を確認することができず、筆界未定とせざるを得ないこととなった段階で、地方公共団体から必要な筆界特定申請情報等の提供を受けて、手続を開始する

ことが可能である（通達記第 2 の 2 (3)）が、具体的な申請時期については、当該地方公共団体と十分に協議して決定するものとする。

第 2 調査中申請における筆界特定申請情報等に係る留意事項

調査中申請における筆界特定申請情報等に係る主な留意事項は、次のとおりである。

なお、これらの内容は、国土交通省と協議済みである。

1 筆界特定を必要とする理由

調査中申請を行う場合には、申請人である地方公共団体が、対象土地について筆界特定を必要とする理由（法第 1 3 1 条第 3 項第 4 号、規則第 2 0 7 条第 1 項）として、地籍調査において所有者等による立会いへの協力や現地における筆界の位置についての確認が得られず筆界未定として処理せざるを得なかったこと、所有権登記名義人等から申請をすることについて同意を得たこと等の具体的な事情を明らかにする。

2 申請人の主張に関する情報

調査中申請をする場合には、原則として、申請人である地方公共団体が、その実施する地籍調査で得られた情報等に基づき相当と考える筆界の位置及びその根拠を明らかにして申請する（規則第 2 0 7 条第 3 項第 5 号参照）。この場合においては、原則として、法第 1 4 3 条第 2 項の図面（以下「筆界特定図面」という。）に記録される事項（規則第 2 3 1 条第 4 項参照）と同様の事項を記録した図面を用いて、当該筆界の位置等を明らかにする（規則第 2 0 7 条第 4 項参照）。

3 所有権登記名義人等の主張に関する情報

調査中申請をする場合において、関係人である対象土地の所有権登記名義人等が特定の線を筆界と主張するときは、申請人である地方公共団体が、当該所有権登記名義人等の筆界に係る主張を聴き取った上、上記 2 と同様に、図面により具体的に明示する（規則第 2 0 7 条第 3 項第 6 号及び第 4 項参照）。

4 地籍調査の過程で入手又は作成した資料等の提供

調査中申請をする場合には、筆界特定手続の円滑な進行に資するため、地籍調査の過程で入手又は作成した筆界に関する資料、現況測量図等の各種測量図面及び測量データ、関係人の氏名・住所に関する資料（住民票情報、戸籍情報等）等の情報が適切に提供されることが重要であり、必要に

応じ、申請人である地方公共団体に対し、それらの提供について協力を求めるものとする。

第3 調査中申請における処理の区分等

1 処理の区分

特例申請が筆界未定の発生防止及び解消を図り、地籍調査の円滑化・迅速化等に資する観点から設けられたものであることを踏まえ、特に、調査中申請の処理については、可能な限り迅速に筆界特定がされるように努める必要がある（通達記第2の4(1)参照）ところ、各局の実施体制等を勘案しつつ、地方公共団体と協議の上、原則として次の区分により、進行計画を定めるものとする。

(1) 調査中処理

調査中申請がされた場合において、次の要件を全て満たす場合には、原則として、調査中処理（可能な限り迅速に処理を進め、原則として地籍調査の成果が一般の閲覧に供される（国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第1項参照）までに筆界特定を行い、その結果を地籍調査の成果に反映する予定として処理を進めることをいう。以下同じ。）の対象とするものとする。ただし、当該要件の全てを満たさない場合であっても、当該筆界が筆界未定とされることにより、周囲の相当数の土地が筆界未定地となるなど、特に筆界特定をする必要性が高いと認められるものについては、調査中処理の対象として差し支えない。

ア 現地復元性を有する地積測量図等の客観的資料が存在すること。

イ 申請人である地方公共団体において、合理的と認められる筆界線及びその根拠（その判断に係る資料を含む。）を提示することができること。

ウ 下記2の事前協議に基づき、申請人である地方公共団体において必要な補充調査を実施しており、かつ、必要な筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報を提供した上で、速やかに申請をしたものであること。

(2) 通常処理

上記(1)の要件を満たさないが、地方公共団体が公益的見地から調査中申請を希望するものについては、原則として、通常処理（標準処理期間に基づき処理を進めることをいう。以下同じ。）の対象とする。

2 地方公共団体との事前協議等

調査中申請については、申請がされる前の段階から、申請人となる地方公共団体と連携を密にし、調査中申請をすることが見込まれる事案が発生した場合には、速やかに当該地方公共団体と協議を行い、当該事案が筆界特定手続により解決することが相当な事案であるかどうかを検討するものとされている（通達記第2の4(2)）。具体的には、当該地方公共団体から、当該筆界に係る調査の状況（所有者等による確認が得られなかった経緯、境界標の有無等の現況、資料収集の状況、筆界特定の利用に関する所有者及び当該地方公共団体の意向等）について報告を受けた後、上記1の区分を参考に、処理の方針について協議・検討を行うことが想定される。

その際、特に、調査中処理の対象とすべきものについて、必要となる資料等が不足している場合には、補充調査（資料収集、現況測量等）の実施を求めるものとする。

また、申請後においても、追加の調査、測量等が必要であることが判明したときは、原則として、申請人である地方公共団体に対し、速やかに当該調査、測量等の実施及びその成果の提供を求めるものとする。

第4 処理の区分ごとの手続の進め方

1 調査中処理

(1) 事前準備調査の省略等

調査中処理の対象とする事件については、申請人である地方公共団体から提供された資料、測量成果等を最大限活用することにより、原則として、筆界特定手続のうち事前準備調査の手続を省略するほか、測量実施者を選定した上での測量は行わないこととし、手続の迅速な進行に努めるものとする（通達記第2の4(3)）。

ただし、筆界調査委員及び法務局職員が、現況の把握に当たって特に必要があると認めるときは、現況等把握調査等を実施して差し支えない。

また、測量範囲が広範囲に及ぶ等により、当該地方公共団体による測量が困難であると認められるときは、法務局において測量実施者を選定し、測量を実施しても差し支えない。

(2) 筆界特定書の作成

調査中処理の対象とする事件に係る筆界特定書の作成に当たっては、地方公共団体から提供された資料、測量成果等を活用しつつ、必要な事項をできる限り簡潔に記載するように努めるものとする。

また、筆界特定図面は、地方公共団体から提供された測量成果等を活用して作成するものとする。

(3) 筆界特定の結果の反映等

当初の予定どおり、地籍調査の成果の閲覧前までに筆界特定がされた場合における地籍調査の成果への筆界特定の結果の反映は、申請人である地方公共団体において行うものとする。

なお、筆界特定手続の進行中、関係人等から筆界の位置を示す新たな資料が提出された等の事情により、当初予定していた期間内に筆界特定を終えることが見込まれなくなった場合には、速やかに、当該地方公共団体と地籍図の作成時期等について協議するものとする。

2 通常処理

通常処理の対象とする事件であっても、地方公共団体から必要な筆界特定申請情報等が適切に提供されたと認められるときは、筆界特定手続のうち事前準備調査等の手続の全部又は一部を省略して差し支えない（通達記第2の4(3)）。

また、筆界特定書及び筆界特定図面の作成に当たって、地方公共団体から提供された資料、測量成果等が適当と認められるときは、それらを活用する方法により作成して差し支えない。

なお、筆界特定の時期が、地籍調査の成果の閲覧後となった場合における地籍調査の成果への筆界特定の結果の反映については、通常の手続（平成18年1月6日付け法務省民二第27号当職依命通知「筆界特定がされた場合における登記事務の取扱いについて（依命通知）」記第3参照）によるほか、地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第7項の規定に準じ、当該地籍調査を実施した地方公共団体の長からの修正等の申出により対応するものとするが、具体的な取扱いは、当該地方公共団体と協議の上、決定するものとする。